

## 信頼される生活保護制度の確立を求める意見書

生活保護基準のうち日常生活費の基準となる生活扶助基準は、2013年から2015年にかけて、最大10%、平均6.5%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という）。

本件引下げに対し、富山県をはじめ全国29都道府県で最大1,027名の原告が取消し等を求めて提訴したところ、最高裁判所は、本年6月27日、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱があり、生活保護法第3条、第8条第2項に違反し違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

本件引下げにより、高齢者、障がい・傷病者等、数百万人の生活保護受給者（令和7年9月末時点の市内生活保護受給者2,780人）は、10年以上に渡り、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第25条第1項）と個人の尊厳（憲法第13条）が侵害されている。また、この間、多くの原告等が被害回復をみることなく、訴訟中に死亡しているなどしており、被害回復は喫緊の課題となっている。

よって、国会及び政府におかれては、可及的速やかに、対象となる全ての生活保護受給者に対し、所要の被害回復措置を行い、徹底した再発防止策を講じるとともに、信頼される生活保護制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

富山市議会